

新たに住民税非課税となる世帯等の皆さまへ

令和6年度エネルギー・食料品価格等物価高騰対応重点支援給付金(子ども加算)のご案内

給付金の支給額 児童1人あたり5万円

【内容】

・東洋町エネルギー・食料品価格等物価高騰対応重点支援給付金 **(18歳以下の児童1人あたり5万円)** は、新たに住民税非課税となる世帯や令和6年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

【追加給付対象世帯】 次の全てに該当する世帯（世帯主に給付）

- ・令和6年6月3日時点において、東洋町住民基本台帳に記載されていること。
- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養をうけていないこと。
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- ・他の自治体で住民税非課税世帯等に対する給付金（令和5年度分）の給付を受けていないこと

【受給手続き】

・7月に給付開始した給付金(1世帯あたり10万円)を受給された世帯のうち世帯構成に変更がない場合は**原則手続き不要**です。

支給時期については、プッシュ式により、うえの給付金で指定した口座へ随時入金いたします。

【問い合わせ】

ご不明な点がありましたら、住民課（29-3394）までお問合せください。